

保護者各位

板橋区子ども家庭部
保育サービス課長 佐藤 隆行
(公印省略)

緊急事態宣言の解除に伴う板橋区保育園の登園自粛の緩和について

日頃より板橋区の保育行政にご理解・ご協力を賜り、ありがとうございます。

さて、政府による新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言が令和2年5月25日に解除され、外出自粛・休業要請に係る段階的な緩和措置の方針が示されました。

一方で、解除後も引き続き感染防止策の徹底等を継続する必要があるため、板橋区においては、上記の方針に基づき、板橋区内保育園（区立保育園、私立認可保育所、地域型保育事業。以下同じ。）の対応につきまして下記のとおりとさせていただきます。

記

- 5月31日までは**、板橋区内保育園では引き続き受入態勢を縮小し開所いたします。
保護者のいずれかがご在宅の場合、保育園の登園自粛に引き続きご協力をお願いいたします。
6月1日から30日までは、登園自粛を緩和いたします。在宅勤務・育児休業中のご家庭も含めご利用可能ですが、集団感染リスク低減のため、引き続き、在宅保育が可能な場合はご自宅での保育にご協力をお願いいたします。

保育園においてはこれまで同様、消毒や手洗いの徹底、マスクの着用等、感染防止策を講じた上で保育を行います。園内において密集や密接を完全に避けることはできません。また、今後登園する児童が増加し、密集や接触の機会が高まることで、これまで以上に感染リスクの高い環境となることが予想されます。
上記リスクをご理解いただいた上で、ご家庭でも検温等毎日の体調管理を行っていただき、発熱や風邪症状がある等お子様やご家族の体調がすぐれない時は、保育園への登園を控えていただく等、感染拡大の防止にご協力をお願いいたします。
- 今後も保育園の園児や保育者が新型コロナウイルスに罹患し、濃厚接触者と特定された方が広範囲にわたる場合、保育園を一定期間臨時休園することがございます。
- 育児休業・就労内定で4月に入所した方の復職・就労開始期限は、7月末まで延長いたします。また、求職中で4月に入所した方の就労開始期限は、8月末までといたします。
- 登園自粛に伴う保育料の取扱は、6月分まで減額・免除対象といたします。
- 今年度予定している保育園行事については、区内の感染の状況及び区主催事業等の中止判断基準に基づき、中止もしくは規模を縮小しての開催となる場合がございます。

【担当】

保育サービス課 保育運営・給食係（区立保育園に関して） TEL 3 5 7 9 - 2 4 8 3
民間保育振興係（私立保育園に関して） TEL 3 5 7 9 - 2 4 9 2
入園相談係（保育料・入所に関して） TEL 3 5 7 9 - 2 4 5 2